

# 固定資産評価審査申出について

音更町固定資産評価審査委員会

## 1 固定資産評価審査委員会とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合、審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、審査の申出を審査決定するために設けられた中立的、専門的な機関で、音更町においては、町議会の同意を得て町長が選任した3名の委員で構成されています。

## 2 審査申出期間

審査の申出ができる期間は、価格公示日以後、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内になっています。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

ただし、価格の公示日以後に価格が決定又は修正された場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内に審査の申出ができます。

## 3 審査申出事項

審査委員会に対して審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）のみで、税の賦課や課税標準などの事項については、町長に対して審査請求することになります。

なお、3年ごとの評価替えの年度（以下「基準年度」という。）においては、すべての価格に関する事項について審査の申出をすることができますが、基準年度以外の年度については、以下の場合を除き、審査の申出をすることができません。

土地	・地価の下落修正の適用を受けた価格のうち、修正に関する部分 ・前年中に分筆・合筆、地目の変換などがあった場合
家屋	・前年中に新築・増改築などがあった場合

※現在の基準年度は2024年度（令和6年度）です。次回の基準年度は2027年度（令和9年度）になります。

## 4 審査申出人

審査の申出ができる人は、固定資産税の納税者となっていますので、納税者以外の人は審査申出ができません。

共有の場合は、共有者のうち1名でも審査申出ができます。

法人の場合は、代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書など）を必ず添付してください。

審査の申出は、代理人が行うこともできますが、その場合は、代理人であることを証明する書面（委任状など）を必ず添付してください。

## 5 審査申出書等の提出方法

- (1) 審査の申出は、「固定資産評価審査申出書」に「申出明細書（土地、家屋、償却資産）」を添えて、それぞれ『正本1通・副本1通の計2通』を持参か郵送で提出してください。
- (2) 審査申出書及び申出明細書は、脚注の注意事項をよく読んで記載してください。

## 6 審査申出の流れ

審査申出書が提出されると、審査委員会は適法なものかどうか形式と内容を確認・点検します。

その結果、適正な場合は受理をし、記載事項に不備がある場合は審査申出人に審査申出書の補正を求めます。

受理をした審査申出書は、町長に送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めます。

弁明書が提出されると、審査申出人にその弁明書を送付しますので、反論がある場合は、委員会が定めた期間内に提出してください。

## 7 審理の方法

審査委員会が行う審理には、次の3つの方法があります。

### (1) 書面審理

審査申出人、町長双方から提出された書面で審査する方法です。審査は、原則として書面審理で行いますが、審査委員会が審査のために必要と認めた場合は、実地調査などの事実調査を行います。

### (2) 口頭による意見陳述（審査申出人が希望した場合）

審査申出人が、書面の提出とは別に、審査委員会に対して口頭で意見を陳述する審理方法です。ただし、その場で審査委員会が意見を述べたり、決定することはありません。

### (3) 口頭審理（審査委員会が必要と認めた場合）

審査委員会が、審査申出人、町長（固定資産税務担当者）両者の出席を求め、それぞれの意見や主張を聴取して行う審理方法です。なお、審査申出人が希望しても開催しないこともあります。

## 8 審査決定の種類

審査決定には次の3種類があります。

- (1) 認容：審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すること
- (2) 棄却：審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- (3) 却下：審査申出期間後に提出された申出や価格（評価額）以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から6ヵ月以内に訴訟を提起することができます。

## 9 問合せ先

- ◆固定資産課税台帳の内容に関すること：税務課資産税係
- ◆固定資産評価審査申出に関すること：固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）